

● 遺伝子組換え食品の安全確保

遺伝子組換えとは

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、植物等に組み込むことを**遺伝子組換え**という。

食品の生産を量産的、質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、日持ち・加工特性などの品質向上に利用。

安全性審査の義務化について

平成13年4月1日より、安全性未審査の遺伝子組換え食品について、輸入販売等を禁止。

(平成15年7月1日から、安全性の評価は、食品安全委員会で行われている。)

現在、7作物について安全性を確認。

(大豆、とうもろこし、じゃがいも、なたね、わた、てんさい、アルファルファ)

表示の義務化について

組換えDNA技術応用食品及びこれを原料とする加工食品が**義務表示**の対象。

モニタリング検査の実施

安全が確認されていない遺伝子組換え食品が市場に出回らないよう、輸入時にモニタリング検査を実施。

(平成13年4月1日から平成18年2月28日まで7,837件を調査。

陽性件数3件、陰性件数7,834件)

安全性に関する調査研究

遺伝子組換え食品の安全性に関連する種々の研究を実施(遺伝子の安定性、検知法の開発など)

コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会

遺伝子組換え食品の安全性に対する問題に取り組むため、平成12年から15年にかけて日本が議長国となり、「コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会」を開催。遺伝子組換え植物・微生物の安全性評価ガイドライン等を策定し閉会した。しかしながら、遺伝子組換え食品に関する課題はまだ多くあることから、平成17年から21年にかけて同部会を再び日本で開催することとなった。



平成17年9月に開催された同部会の第5回会合
(千葉市:幕張メッセ)

遺伝子組換え食品の安全性審査の手続フロー

